

**令和 5 年 度**  
**米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験**  
**受 験 案 内**

(令和6年4月1日以降採用)  
○学校支援員(小学校・中学校)

令和6年3月11日  
米子市教育委員会

**【受付期間】**

令和6年3月11日(月)～令和6年4月26日(金)

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、令和6年4月26日(金)必着で受け付けます。

**【試験日・試験場所】**

試験日	試験場所
※応募者に別途お知らせします。 申込後、随時試験を実施します。	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 (米子市錦町1丁目139番地3)

**1 採用職種・採用予定人員・職務内容**

試験区分	採用予定人員	職務内容
学校支援員(小学校)	4名	・定められた学級の学習や生活の支援 ・保健室や相談室等での児童に対する相談活動への支援
学校支援員(中学校)	1名	・教材等の作成・準備や授業の補助 ・校内行事の運営の補助

**2 受験資格**

○年齢、性別は問いません。

次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験方法及び内容

試験科目	試験の内容	時間
面接試験	人柄などについての面接試験	15分程度

○合格者の決定

- ・合否については、受験者へ郵送により通知します。

### 4 受験手続

区分	内容
提出書類	受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 返送用封筒 1通 ○受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を添付してください。 ○返送用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。
申込先	米子市教育委員会事務局 子ども支援課 〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 ふれあいの里1階 電話 (0859)23-5434 [持参により申し込む場合] ○米子市教育委員会事務局 子ども支援課へ、直接ご持参ください。 [郵送で申し込む場合] ○封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送しますが、受験日までに到着しないときは、米子市教育委員会事務局 子ども支援課にお問い合わせください。

○ 受理した提出書類は、返却しません。

○ 詳しいことは、米子市教育委員会事務局 子ども支援課にお尋ねください。

○最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

### 5 採用予定日

令和6年4月1日以降

## 6 勤務条件

### 【学校支援員(小学校)】

区分	内 容
報 酬	報酬は、 月額104,580円(高卒以下) 月額110,258円(短大卒) 月額117,290円(大学卒) このほかに通勤手当相当の額、期末及び勤務手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	米子市立の中学校において業務に従事します。 勤務時間は、1週間当たり25時間です。 ・1日の勤務時間は7時間45分を限度として割り振られます。原則、月曜日から金曜日の勤務で、勤務時間の割振りは学校長が行います。
そ の 他	健康保険(鳥取県市町村職員共済組合)、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

### 【学校支援員(中学校)】

区分	内 容
報 酬	報酬は、 月額54,381円(高卒以下) 月額57,334円(短大卒) 月額60,990円(大学卒) このほかに通勤手当相当の額が条件により支給されます。
勤務形態	米子市立の小学校において業務に従事します。 勤務時間は、1週間当たり13時間です。 ・1日の勤務時間は7時間45分を限度として割り振られます。原則月曜日から金曜日の勤務で、勤務時間の割振りは学校長が行います。

### ○共通事項

区分	内 容
任用期間	任用期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日までです。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。(職の改廃等がある場合を除く。) ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。

○届出により他の職(アルバイト等)に従事することができます。

○採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。